

三重県の大気規制の概要について

大気汚染防止法について(ばい煙発生施設)

工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう(法第2条第2項)

法施行令第2条別表第1(ボイラーのみ抜粋)

施設	規模
ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	法施行規則で定めるところにより算定した伝熱面積が10m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。

大気汚染防止法によるボイラーの規制概要

主なボイラーに関する規制の体系

規制対象物質	設置者等の義務	規制措置など
硫黄酸化物 ばいじん 窒素酸化物	<ul style="list-style-type: none">●設置届(工事着手60日前まで)●使用届(規制対象となった日から30日以内)●構造等の変更届(工事着手60日前まで)●氏名等変更届(変更後30日以内)●使用廃止届(廃止後30日以内)●承継届(地位承継後30日以内)●ばい煙量等の測定・記録●排出基準等の遵守(※)●事故時の応急措置及び復旧措置(ばい煙発生施設のみ)●総量規制基準(硫黄酸化物)の遵守(対象地域のみ)	<p>[届出]</p> <ul style="list-style-type: none">●実施の制限●計画変更命令等 <p>[排出基準等]</p> <ul style="list-style-type: none">●改善命令等●改善勧告等(水銀排出施設)

※小型ボイラーの排出基準には当分の間適用しないものがあります

三重県の生活環境の保全に関する条例について(指定施設)

工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、炭化水素系物質、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であって規則で定めるものをいう。(条例第2条第11項)

条例施行規則第7条別表第1(ボイラーのみ抜粋)

施設	規模
ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	日本産業規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が8m ² 以上10m ² 未満であって、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L未満であること。

条例によるボイラーの規制概要

主なボイラーに関する規制の体系

規制対象物質	設置者等の義務	規制措置など
硫黄酸化物 ばいじん	<ul style="list-style-type: none">● 設置届(工事着手60日前まで)● 使用届(規制対象となった日から30日以内)● 構造等の変更届(工事着手60日前まで)● 氏名等変更届(変更後30日以内)● 使用廃止届(廃止後30日以内)● 承継届(地位承継後30日以内)● ばい煙量等の測定・記録● 排出基準等の遵守	<p>[届出]</p> <ul style="list-style-type: none">● 実施の制限● 計画変更命令等 <p>[排出基準等]</p> <ul style="list-style-type: none">● 改善命令等
窒素酸化物	<ul style="list-style-type: none">● 排出計画の届出(使用開始、稼働率上昇、燃料変更の60日前まで、廃止の30日前まで)● ばい煙量等の測定・記録● 総排出量規制基準の遵守(対象地域のみ)	<p>[届出]</p> <ul style="list-style-type: none">● 計画変更命令等 <p>[排出基準等]</p> <ul style="list-style-type: none">● 改善命令等